

日本一きれいなまちづくりシンボルキャラクター「クリリン」及び

日本一きれいなまちづくりロゴタイプ使用規定

1 趣旨

この規定は、日本一きれいなまちづくりシンボルキャラクター「クリリン」及び日本一きれいなまちづくりロゴタイプ（以下「キャラクター等」という）の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

2 使用基準

(1) 市は、キャラクター等（別紙1及び別紙2）を、日本一きれいなまちづくりに対する市民の理解と協力を得ることを目的として使用するものとし、平素の事業を始め、各種行事を開催し、又は広報紙、印刷物、看板、記念品その他の消耗品を作成する場合に有効かつ適切に使用するものとする。

(2) キャラクター等は、次に掲げる文書には使用しないものとする。

ア 義務を生じさせる文書

イ 不利益な処分を通知する文書

ウ 証書、協議書、証明書、表彰状、辞令その他公印を押印して証する文書

エ その他キャラクターを使用することが適当でないと認められる文章。

3 使用承認申請

キャラクター等を使用しようとする者は、あらかじめキャラクター等使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用する時。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (3) その他市長が適当と認めるとき。

4 使用承認

(1) 市長は、使用承認申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター等の使用を承認するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

- ①その使用が、市の品位を傷つけ、又は日本一きれいなまちづくりの趣旨に反するとき。
- ②その使用が、法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。
- ③その使用が、特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれのあるとき。
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する時。
- ⑤その他市長がその使用が適当でないと認めたとき。

(2) 使用承認は、キャラクター等使用承認書（第2号様式）をもって行うものとする。

(3) 使用料は、無償とする。

5 使用の際の遵守事項

キャラクター等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的により使用し、市長の付した条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、使用する権利を譲渡しないこと。
- (3) 定められた色、形式を正しく使用すること。
- (4) 物品等に使用する場合は、当該物品等に承認番号を付すること。

6 承認の取消し

- (1) 市長は、キャラクター等の使用がこの規定及び使用の条件に反していると認めるときは、当該キャラクター等の使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。
- (2) 承認の取消しは、キャラクター等使用承認取消書（第3号様式）をもって行うものとする。

7 補足

この規定に定めるもののほか、キャラクター等の使用の取扱について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年8月19日から施行する。

別紙 1

日本一きれいなまちづくりシンボルキャラクター「クリリン」



別紙2

日本一きれいなまちづくりロゴタイプ

日本一きれいなまちづくり

第1号様式

平成 年 月 日

大分市長 殿

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

印

キャラクター等使用承認申請書

種 類	
使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
連 絡 先	担当者名： 電話番号：

※種類欄には、シンボルキャラクター又はロゴタイプのいずれかを記入する。

申請に必要な添付書類（別添）

- (1) 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等使用方法のわかるもの）
- (2) 申請者の概要、現況等を示すもの
- (3) その他

規定第4第1項第1号から第5号に該当すると認められた場合には直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

印

殿

大分市長

キャラクター等使用承認書

平成 年 月 日付けで申請のありましたキャラクター等の使用について、次のとおり承認します。

種 類	
承認内容	
承認番号	協働第 号
特記事項	

使用上の遵守事項

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従う。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形式を正しく使用すること。
- (4) 物品等には承認番号を付すること。

使用の条件

- (1) 市の品位を傷つけ、又は日本一きれいなまちづくりの趣旨に反する使用をしないこと。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのある使用をしないこと。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれのある使用をしないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業に使用しないこと。
- (5) 承認に係る物品等の写真を速やかに市長に提出をすること。

キャラクター等の使用が使用の条件に反していると認められるときは、当該キャラクター等の使用承認を取り消し、この場合において使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

第3号様式

平成 年 月 日

殿

大分市長

キャラクター等使用承認取消書

平成 年 月 日付けで承認した（承認番号協働第 号）キャラクター等の使用について、その承認を取り消します。